

の一部を改正する政令(平成二十年政令第百六十一号)附則第三十四条(特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。(2)及び(3)において「旧効力措置令」という。)と、同号八(2)及び(3)中「租税特別措置法施行令」とあるのは、「旧効力措置令」とする。

(還付を受ける場合の源泉徴収額等の明細書の記載事項に関する経過措置)

第九条 新規則第五十三条(還付を受ける場合の源泉徴収額等の明細書の記載事項)の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第六号中、「第九条の第二項」とあるのは、「又は第九条の第二項」と、「特例」又は第九条の三の二第二項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務の特例)とあるのは、「特例」と、「同法第九条の第二項」とあるのは、「又は同法第九条の第二項」と、「配当等」とは同法第九条の三の二第二項に規定する上場株式等の配当等」とあるのは、「配当等」とする。

(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置)

第十条 新規則第八十一条第一項第一号八(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲)(新規則第八十一条の二十第一項(株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲)及び第八十一条の二十五第一項(交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲)において準用する場合を含む。)(の規定は、施行日以後に新法第二百二十四条第一項(利子)配当(償還金等の受領者の告知)第二百二十四条の三第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)(同条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)の規定による告知又は新法第二百二十四条第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等)に関する告知)の規定による告知書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前に旧法第二百二十四条第一項(利子)配当(償還金等の受領者の告知)第二百二十四条の三第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)(同条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)の規定による告知又は旧法第二百二十四条第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等)に関する告知)の規定による告知書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第十一条 別表第三(一)の改正規定(附則第一条第二号及び第三号(施行期日)に規定する同表の改正規定を除く。)(別表第三(二)の改正規定(同条第二号及び第三号に規定する同表の改正規定を除く。)(及び別表第三(四)の改正規定(同条第二号及び第三号に規定する同表の改正規定を除く。)(による新規則別表第三(一)、別表第三(二)及び別表第三(四)に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、施行日前に旧法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

2 別表第三(一)の改正規定(附則第一条第二号に規定する同表の改正規定に限る。)(別表第三(二)の改正規定(同号に規定する同表の改正規定に限る。)(及び別表第三(四)の改正規定(同号に規定する同表の改正規定に限る。)(による新規則別表第三(一)、別表第三(二)及び別表第三(四)に定める書式は、平成二十一年一月一日以後に新法第二百二十条の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、同日前に旧法第二百二十条の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

3 別表第三(一)の改正規定(附則第一条第三号に規定する同表の改正規定に限る。)(別表第三(二)の改正規定(同号に規定する同表の改正規定に限る。)(及び別表第三(四)の改正規定(同号に規定する同表の改正規定に限る。)(による新規則別表第三(一)、別表第三(二)及び別表第三(四)に定める書式は、平成二十

十二年一月一日以後に新法第二百二十条の規定により添付する同条に規定する計算書については、同日前に旧法第二百二十条の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

4 新規則第八十三条第三項(配当等の支払調書)及び第九十七条第四項(名義人受領の配当所得等の調査)の規定並びに新規則別表第五(三)から別表第五(七)まで及び別表第八(二)に定める書式は、平成二十一年一月一日以後に新法第二百五条(支払調書及び支払通知書)又は第二百二十八条第一項(名義人受領の配当所得等の調査)の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する調査及び通知書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条(支払調書及び支払通知書)又は第二百二十八条第一項(名義人受領の配当所得等の調査)の規定により提出し、又は交付したこれらの規定に規定する計算書及び調査書については、なお従前の例による。

5 前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書、調査又は通知書に、新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)、別表第五(三)から別表第五(七)まで及び別表第八(二)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

6 施行日から平成二十一年十二月三十一日までの間における新規則別表第三(一)の表の備考及び別表第三(二)の表の備考の規定の適用については、新規則別表第三(一)の表の備考3中「配当等(譲渡性預金の備考4中「限る」とし、源泉徴収義務特例分)をそれぞれ、」であるのは、「限る」と、「同法」とあるのは、「又は同法」と、「国外株式の配当等(源泉徴収義務特例分)をそれぞれ、」であるのは、「又は同法9条の3の2第1項の規定の適用を定める上場株式等の配当等」とあり、「又は国外株式の配当等」とあるのは、「又は同法9条の3の2第1項の規定の適用を定める上場株式等の配当等」とあり、「又は国外株式の配当等」とあるのは、「又は同法9条の3の2第1項の規定の適用を定める上場株式等の配当等」とあるのは、「配当等」とする。

(所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十二条 所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年財務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十号の改正規定中「改める」を、「第三十三條第四項第三号(利子所得等)について非課税とされる預貯金等の範囲」を、「第三十三條第四項第三号」に改める。

第十六条第一項の改正規定中「商工組合中央金庫法第三十一条」を、「株式会社商工組合中央金庫法第三十一条」に改め、「による商工債」の下に「(旧商工債を含む。)」を加える。

第八十一条の四の改正規定中「同条第十号」を、「同条第八号」に改める。

附則第一条第八号中「第八十一条の四第十号」を、「第八十一条の四第八号」に改める。

(財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年財務省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一項及び第二項を次のように改める。

| | | |
|---|-----------------------|------------|
| 一 | 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号) | 第五十一条の四第一項 |
| 二 | 削除 | |

○財務省令第二十五号
 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十六号)の施行に伴い、並びに法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年四月三十日
 財務大臣 額賀福志郎